

地域創生人材育成事業における人材育成計画について

公益社団法人長崎県トラック協会

1. 計画の内容について

本事業の趣旨に沿った計画であることが必要となります。具体的には、委託期間における必要免許や資格等の取得計画、各種研修（マナー研修や初任運転者特別指導、初任診断などの各種研修とOJT：職場に配置して、上司や先輩の指導を受けながら実際に仕事をして覚えていく訓練方法）の実施計画を明示して頂く事になります。

2. 業務上必要となる免許（資格）等について

本事業の対象となるのは、一般貨物自動車運送事業に従事する為に必要な免許（資格）となりますので、大型・けん引・中型運転免許を想定しています。しかしながら、例えば「フォークリフト技能講習修了」や「運行管理者基礎講習修了」などその業務に直結する必要免許（資格）等の取得計画も各社の事業形態により認める場合もありますので、申請の際は、何故その免許（資格）が必要なのかを申請書（計画書）に明記して頂き、審査会において、その適格性の審査を行うこととしています。なお、上述の免許（資格）以外で必要となるものがあれば、事前に協会までお問い合わせ下さい。

3. 人材育成計画の必要事項

人材育成計画において、実施計画が必要となる事項は、①免許（資格）取得計画、②初任診断の受診計画、③初任運転者への特別指導（法定内容）実施計画、④ビジネスマナー研修実施計画、⑤OJT実施計画、⑥その他各社で必要とされる指導実施計画となります。

※この①～⑤の事項については、一つでも欠かすことはできません。

※⑥の事項については、可能な限り実施計画を立てて頂くこととします。

4. 初年度以外（2年目、3年目）の計画内容について

2年目は陸災防が実施する「荷役災害防止講習」の受講計画と指導監督指針に基づく運転者への指導（新12項目）計画を明記して下さい。また、3年目は指導監督指針に基づく運転者への指導（新12項目）計画を明記して下さい。